

第3部 地震災害応急対応計画

第1章 基本方針

地震災害については、事前予測が困難なため、発災後の対応となるが、早期対応により、被害の軽減を図ることが可能であることから、対応を明確に示し、対策を効果的に実施する。

対策の体系

第1節 迅速な災害応急活動体制の確立

応急対応を迅速に実施するため、早期の段階から町の被害状況等に応じた警戒体制（連絡員体制、災害警戒本部体制）を確立し、災害が発生する可能性があるとは判断される場合は、速やかに災害応急活動体制を確立する。

また、警戒段階から自主防災組織及び自治会長等も含めた情報の収集・伝達体制を確立する。

第2節 円滑な応急活動の実施

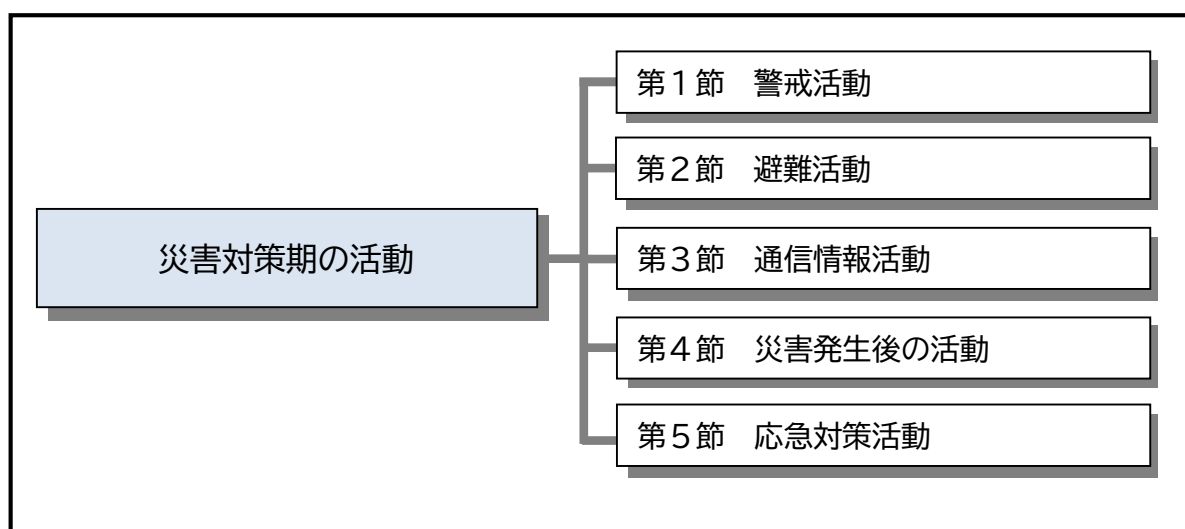
緊急時であっても、円滑に応急活動が行えるよう、各体制時における対策の体系を示し、実施主体と行うべき対応を明確に示す。

計画の構成は、①対策の体系、②実施主体、③取組内容とし「いつ」「誰が」「何を実施するか」を示す。

第2章 災害対策期の活動

大規模地震に対する応急対策は、組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる活動と、避難収容、給水、給食等のように、被害状況に応じ発災後ある程度の時間を経て必要となる活動とに大きく分けられる。なお、本章は大規模地震発生後における応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するため、地震発生からの時間の経過に応じた活動計画とする。

対策の体系



第1節 警戒活動

第1項 災害対策本部体制

災害の規模に応じた体制を確保するとともに、大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき、全町をあげて災害対策活動に従事するため、災害対策基本法第23条の2及び上郡町災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置し、明確な役割分担に基づく適切な応急活動を行うため、初動期からの組織及び事務分掌を定める。

対策の体系

- 第1 組織体制及び職員の配置
- 第2 災害警戒本部の設置
- 第3 災害対策本部の設置
- 第4 組織の設置
- 第5 各部の事務分掌

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	町長・副町長・ 危機管理監・連絡員	(1) 組織体制及び職員の配置
		(2) 災害警戒本部の設置
		(3) 災害対策本部の設置
		(4) 組織の設置
		(5) 各部の事務分掌
関係 機関	上郡消防署・消防団	組織の設置、連絡活動等
	兵庫県	県災害対策本部の設置、連絡等
	防災関係機関	各災害対策組織の設置、連絡、活動等

本部体制 各部の構成	
部 名	担当課及び部署
本部事務局	住民課・企画広報課
総務部	議会事務局・財政管理課・総務課・会計課・税務課
厚生部	健康福祉課・国保介護支援課・住民課
建設産業部	建設課・地域振興課・農林振興課
上下水道部	上下水道課
教育部	教育委員会

取 組 内 容

連絡員体制（予備配置）

- ・地震が発生した場合において、災害警戒本部が設置されるまでの間で、災害に関する情報収集を実施することが必要であるとき。

警戒体制（災害警戒本部）～第1号配備体制～

- ・震度4の地震が発生したとき
- ・災害の発生が予想されるため警戒にあたる必要があるとき又は災害に対する準備態勢を整えておく必要があるとき。

警戒体制（災害警戒本部）～第2号配備体制～

- ・震度5強または5弱の地震が発生したとき
- ・相当規模の災害が発生し、又は発生することが予想され、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する必要があるとき。

非常体制（災害対策本部）～第3号配備体制～

- ・震度6弱以上の地震が発生したとき
- ・大規模な災害が発生し、又は発生することが予想され、全町をあげて防災活動を実施する必要があるとき。

第1 組織体制及び職員の配置

1. 連絡員体制（予備配備体制）

災害警戒本部が設置されるまでの間で、情報の収集及び共有等を行う必要があるとき、または震度3以下の地震が発生し、小規模な被害が発生したときは、組織体制検討メンバーによって協議し、職員配置及び災害警戒本部、災害対策本部の設置を検討し、職員に指示を行い迅速な対応を行う。

〈組織体制検討メンバー〉

町長・副町長、危機管理監、連絡員（課長級職員）

ア 連絡員体制（予備配備体制）の確立

次の基準に従って職員を動員し、連絡員体制（予備配備体制）を確立する。

〈設置基準〉

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 災害警戒本部が設置されるまでの間で、情報の収集及び共有等を行う必要があるとき。	副町長の指示により参集
(2) 震度3以下の地震が発生し、小規模な被害が生じるなど副町長が必要と認めるとき。	
(3) その他、組織体制検討メンバーが必要と認めたとき。	

イ 連絡員体制（予備配備体制）の配備人員

連絡員体制（予備配備体制）は、水防計画に定める予備配備体制の職員で対応する。

ウ 連絡員体制（予備配備体制）の活動内容

- ① 情報収集・分析及び被害状況の把握
- ② 対策の検討
- ③ 災害警戒本部体制の確立準備
- ④ 関係機関等との連絡調整

〈被害情報収集手段〉

① 119番等住民からの通報	② 消防署周辺における調査
③ 職員からの通報	④ 報道機関からの情報提供
⑤ 防災関係機関（警察、ライフライン関係機関等）からの情報収集等	

第2 災害警戒本部の設置

1. 災害警戒本部体制（第1号配備体制）

ア 災害警戒本部体制（第1号配備体制）の確立

次の基準に従って災害警戒本部体制（第1号配備体制）を確立する。

また、町の総力を挙げて地震災害対策を実施する必要がある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部体制を整える。

地震災害に対する応急活動体制が必要な場合で、災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は災害警戒本部が行う。

〈設置基準〉

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 町内に震度4の地震が発生したとき。	副町長若しくは組織体制検討メンバーの指示により参集
(2) 地震災害連絡員体制時において、相当の被害を把握し、副町長が必要と認めるとき。	
(3) その他、組織体制検討メンバーが必要と認めたとき。	

Ⅲ

災害応急対応計画

イ 災害警戒本部体制（第1号配備体制）の配備人員

災害警戒本部体制（第1号配備体制）は、水防計画に定める第1号配備体制の職員をもってあたる。

ウ 災害警戒本部体制（第1号配備体制）の活動内容

- ① 情報収集・分析及び被害状況の把握
- ② 広報活動、自治会等への情報伝達
- ③ 交通規制
- ④ 応急対策
- ⑤ 危険箇所の警戒巡視
- ⑥ 関係機関等との連絡調整
- ⑦ 避難所開設準備

エ 災害警戒本部の組織は次のとおりとする。

災害警戒本部長	副町長		
災害警戒副本部長	教育長		
部署名	班名	課名	本部員
災害警戒本部事務局	統括班、企画班	住民課、企画広報課	危機管理監(住民課長) 企画広報課長
総務部	総務班、管財班、情報・広報班、調査班、出納班、機動協力班	総務課、財政管理課、税務課、議会事務局、会計課	議会事務局長 財政管理課長 総務課長 税務課長 会計管理者(会計課長)
厚生部	民生班、医療班、環境衛生班、機動協力班	健康福祉課、国保介護支援課、住民課	健康福祉課長 国保介護支援課長 住民課長
建設産業部	建設班、産業班、機動協力班	建設課、域振興課、農林振興課	建設課長 地域振興課長 農林振興課長
上下水道部	上下水道班	上下水道課	上下水道課長
教育部	施設班、教育班、機動協力班	教育委員会	生涯学習課長 教育推進課長
赤穂市消防本部上郡消防署			※上郡消防署長
上郡町消防団			※団長

※1 赤穂市消防本部上郡消防署長及び上郡町消防団長は、本部機能の実効性をより高め、情報の共有化という観点から、特別に当該本部の構成員とする。

※2 各部の事務分掌は、「I 基本的事項」第2章 防災機関の業務大綱のとおりとする。

第3部

地震災害応急対応計画

オ 災害警戒本部の事務は次のとおりとする。

災害警戒本部は、気象情報を収集し、必要な配備体制を決定し、職員の動員を指示すると共に、災害対応にあたる。

職員の配備体制については、毎年度当初に各部において作成する。

カ 配備人員不足の場合の措置

各班において防災活動を行うため人員に不足の生じる場合は、対応状況に応じて総務部から各部の機動協力班に要請を行い、配備調整を行う。

キ 自主防災組織・住民等の対応

自治会、自主防災組織、事業者	住民、従業員
○気象、地震、火災情報等の収集 ○地区内の要配慮者への声かけ及び避難支援 ○消防活動等への協力	○近所の要配慮者への声かけ及び避難支援

2. 災害警戒本部体制（第2号配備体制）

ア 災害警戒本部体制（第2号配備体制）の確立

次の基準に従って災害警戒本部体制（第2号配備体制）を確立する。

〈設置基準〉

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、町域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき。	副町長若しくは、組織体制検討メンバー、災害警戒本部の指示により参集
(2) 町内に震度5強または5弱の地震が発生したとき。	
(3) 連絡員体制時において、相当の被害を把握し、副町長が必要と認めるとき。	
(4) その他、組織体制検討メンバー若しくは災害警戒本部が必要と認めるとき。	

イ 災害警戒本部体制（第2号配備体制）の配備人員

災害警戒本部体制（第2号配備体制）は、水防計画に定める第2号配備体制の職員で対応する。

ウ 災害警戒本部体制（第2号配備体制）の活動内容

- ① 情報収集・分析及び被害状況の把握
- ② 高齢者等避難の発令
- ③ 広報活動、自治会等への情報伝達

- ④ 交通規制
- ⑤ 応急対策
- ⑥ 危険箇所の警戒巡視
- ⑦ 災害対策本部体制確立準備
- ⑧ 関係機関との連絡調整
- ⑨ 避難所開設準備
- ⑩ 要配慮者支援

エ 自主防災組織・住民等の対応

自治会、自主防災組織、事業者	住民、従業員
○住民に避難情報の伝達 ○地区内の要配慮者の避難誘導、介助	○家族・近所の要配慮者の避難誘導、介助

オ 現地災害警戒本部の設置

災害警戒本部が設置され、当該災害の処理のため、特定地域に限定した対策を講じる必要があるときは、現地の公共施設等に現地災害警戒本部を設置する。

3. 災害対策本部体制への移行 ～災害対策本部の設置（第3号配備体制）～

災害警戒本部は、被害状況により災害対策本部の設置が必要であると判断した場合は、町長に状況を説明し、災害対策本部の設置を要請する。

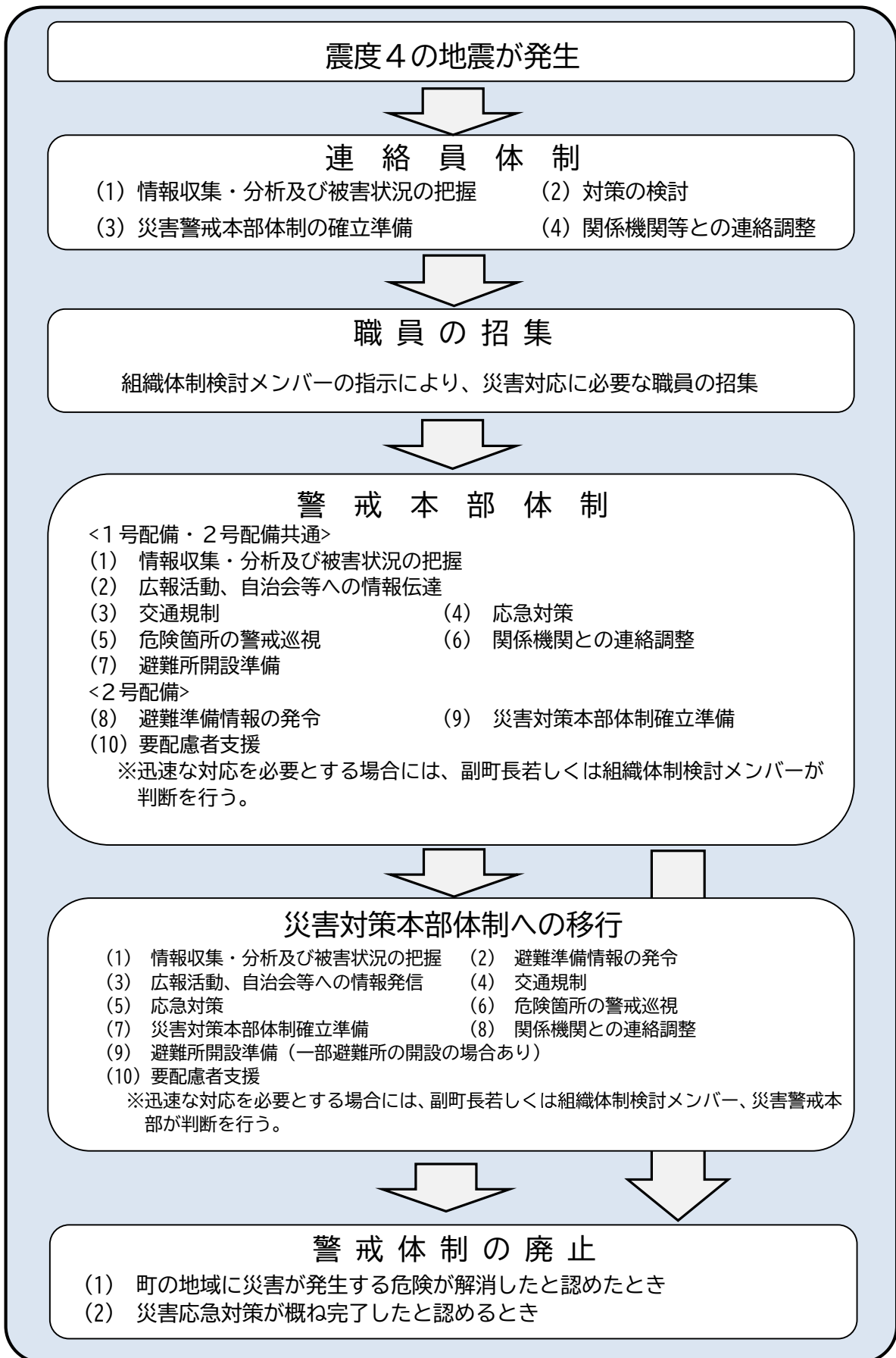
町長は、町の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、災害対策本部を設置し、災害対策本部体制を配備する。

4. 警戒体制の廃止

災害警戒本部は、次の場合において、警戒体制を廃止し、その旨を各部及び関係機関へ連絡する。

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたとき
- (2) 町の地域に新たな災害がなく、警戒の必要が無くなったと判断したとき
- (3) 災害対策本部体制が配備されたとき

警戒体制のしくみ



第3 災害対策本部の設置

1. 応急活動体制（第3号配備体制）

(1) 設置基準

町域に震度6弱以上の地震が発生した場合は、直ちに災害対策本部の設置体制を整え、初動体制を確立する。

〈設置基準〉

設 置 基 準
(1) 町域に震度6弱以上の地震が発生したとき。
(2) 警戒体制において、相当の被害を把握し、町長が必要と認めるとき。
(3) 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表され、町域にもかなりの震度が予想される場合で、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき。
(4) その他、不測の事態等により災害が発生し又は発生するおそれがあると認められるとき。

(2) 設置の決定

本部設置の決定は、町長が行う。災害対策本部を設置すべき地震が発生したときは、組織体制検討メンバーはこの計画の趣旨に従い、町長に対して下記により必要事項を報告し、災害対策本部の設置を進言するものとする。

〈被害情報収集手段〉

- | | |
|---------|-------------------------|
| ① 地震の規模 | ② 被害状況・被害予測（被災場所とその内容等） |
| ③ 対応状況 | ④ その他必要な事項 |

2. 町本部の設置場所

災害対策本部は、町長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として本庁舎内に置く。なお、災害対策本部を設置したときは、所在を明確にするため「上郡町災害対策本部」の掲示を行う。また、災害応急対策に従事する職員は原則として腕章を着用するものとする。

3. 町本部の開設

(1) 町本部の標旗等の設置

町本部を設置する町役場の正面玄関または適当な場所に「上郡町災害対策本部」の標旗を掲示する。また、町の地域に現地本部を設置する場合は、設置した場所に「上郡町現地対策本部」の標旗を掲示する。

(2) 本部の表示

腕章等：災害対策業務の従事者は、原則として腕章を着用し、身分証明書を携帯する。

標旗等：災害対策業務に使用する車両には、原則として「上郡町災害対策本部」の標旗等を掲示する。

看板：災害対策業務に使用する拠点施設には、原則として「上郡町災害対策本部」の看板を掲示する。

(3) 町本部の設置の通知

町本部を設置したとき、本部事務局は、速やかに県に対しフェニックス防災システム等でその旨を通知するとともに、関係機関に電話その他適当な方法により通知する。また、通知の際は、必要に応じて町本部との連絡調整を行う町本部連絡員の派遣を要請する。

〈通知先〉

住民、兵庫県、相生警察署、その他必要と認められるもの

4. 町本部の廃止

本部長は、町の地域に災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、本部の廃止を決定する。また、本部を廃止したときは、速やかに関係機関等にその旨を通知する。

5. 現地災害対策本部の設置

町長は、被災地での応急対応や関係機関との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を設置することができる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

現地災害対策本部	
設置基準	災害対策本部が設置され、当該災害の処理のため、特定地域に限定した対策を講じる必要があるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ① 現地の災害応急対策が概ね終了したとき。 ② 災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したとき。
設置場所	現地の公共施設等

(1) 現地本部長等の指名

現地本部の本部長及び本部員は、災害対策本部長が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

(2) 現地本部の任務

現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理する。

(3) 設置場所

現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(4) 県の現地災害対策本部との連携

町本部は、町内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、県の

現地災害対策本部を受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

(5) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要するときは、町長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに町長に報告する。

- ① 高齢者等避難の発表
- ② 避難指示の発令（災害対策基本法第60条第1項、町長の権限）
- ③ 立退きの指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- ④ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
- ⑤ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）
- ⑥ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

第4 組織の設置

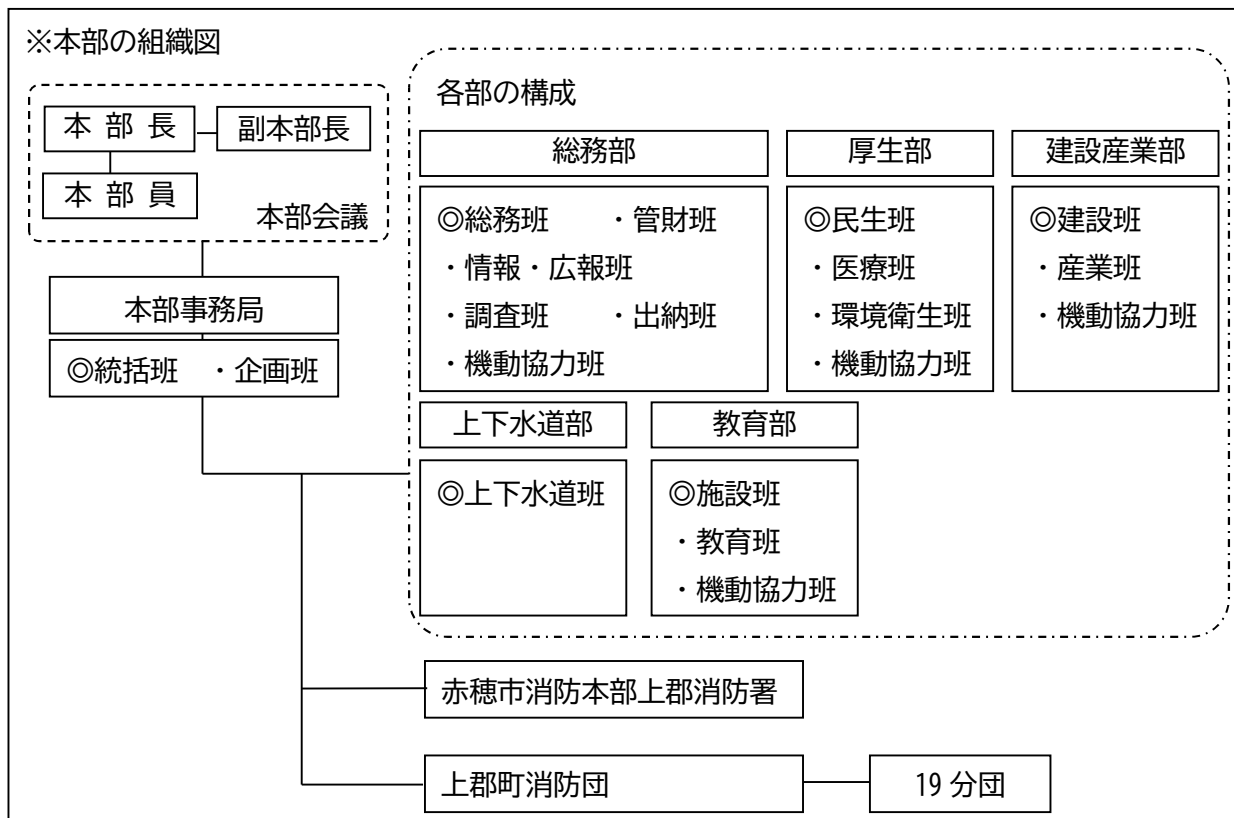
1. 災害対策本部体制への移行

本部長は、町の地域において甚大な災害が発生するおそれがあるときは、警戒体制を廃止し、災害対策本部体制へ移行する。

2. 災害対策本部体制

災害対策本部体制として、災害対策本部を設置し、災害対策本部会議及び部を置き、各部に職員を配備する。

災害対策本部体制の組織構成は、以下の「災害対策本部体制の組織」のとおりとする。



※◎の班が部を統括する。

3. 災害対策本部の組織

本部長は町長とする。ただし、町長による指揮・監督が困難な場合、若しくは町長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、次の順位により本部長の職務を代行する。

〈町長不在の場合における本部長職務の代行順位〉

第1順位:副町長
第2順位:教育長
第3順位:その場における最高責任者

〈災害対策本部会議員（以下「本部員」という。）の構成〉

	本部員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	危機管理監（住民課長）、企画広報課長、建設課長、総務課長、議会事務局長、財政管理課長、税務課長、健康福祉課長、国保介護支援課長、農林振興課長、地域振興課長、上下水道課長、会計管理者（会計課長）、生涯学習課長、教育推進課長、※赤穂市消防本部上郡消防署長、※上郡町消防団長
出席を求めることができる者	議長、副議長、社会福祉協議会事務局長
本部連絡員	必要に応じ所属長が指名する者
本部会議	本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

※1 赤穂市消防本部上郡消防署長及び上郡町消防団長は、本部機能の実効性をより高め、情報の共有化という観点から、特別に当該本部の構成員とする。

※2 出席を求めることができる者は、表に記載の者とするが、災害の状況により適宜追加する。

4. 本部長、副本部長、本部員の任務

職名	主な任務
本部長	① 本部会議の議長となること。 ② 避難指示を行うこと。 ③ 警戒区域の設定を行うこと。 ④ 国、県、自衛隊、防災関係機関、他自治体、住民・事業所・関係団体等への支援協力要請を行うこと。 ⑤ その他本部が行う応急・復旧対策の重要事項について基本方針を決定すること ⑥ 本部事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること。
副本部長	① 各対策部間の調整に関すること。 ② 本部長を補佐し、本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長の職務を代理すること。
本部員	① 対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること。

	② 本部会議の構成員として、災害対策に関する重要事項、基本方針等の事案を審議すること。 ③ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長、副本部長の職務を代理すること。 ④ 対応の必要な事項について、随時状況に応じた対応を検討し、関係部署へ指示すること。 ※本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。
--	--

5. 本部会議、事務局の任務

本部会議	① 町本部の基本方針、災害に関する重要事項を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。 ② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局	① 本部会議を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。 ② 本部会議事務局は、住民課・企画広報課で構成する。

6. 職員の動員配置区分

職員の動員は、次の区分より実施する。本部長は、災害情報を収集し、配備体制を決定して職員の動員を指示する。本部長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

なお、震度4以上の地震が発生した場合は、動員の指示を待たず、以下の配備基準により自主的に参集し所属長の指揮下に入るものとする。

〈配備基準〉

体制	判断基準		本部等
	主な想定事象	地震発生	
予備配備	地震が発生した場合において、災害に関する情報収集等を実施することが必要であるとき。	震度3以下	連絡員体制
第1号配備	災害の発生が予想されるため警戒にあたる必要があるとき 又は災害に対する準備体制を整えておく必要があるとき。	震度4	災害警戒本部
第2号配備	相当規模の災害が発生し、又は発生することが予想され、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する必要があるとき。	震度5強または5弱	
第3号配備	大規模な災害が発生し、又は発生することが予想され、全町をあげて防災活動を実施する必要があるとき。	震度6弱以上	災害対策本部

〈配備職員〉

配備体制	配備人員
予備配備	課長級・防災担当課職員
第1号配備	全職員の3割程度
第2号配備	全職員の5割程度
第3号配備	全職員

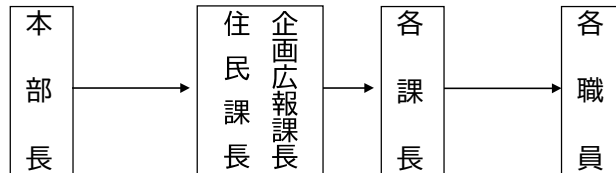
※建設産業部・上下水道部については各部の施設状況による。

7. 配備の伝達方法

職員の動員は、次の区分より、本部長の配置決定に基づき実施する。

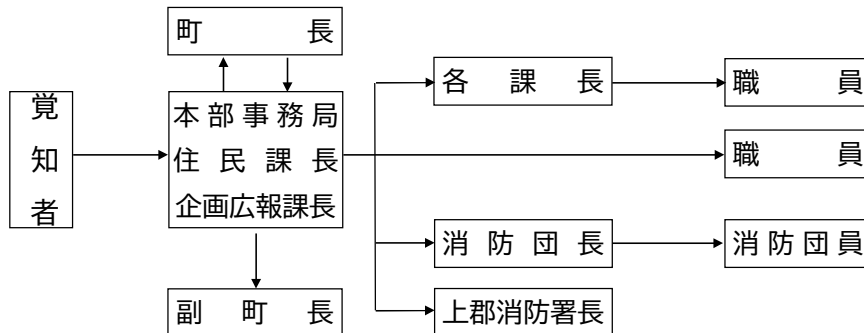
(1) 本部体制が確立している場合

次の連絡系統により行うものとするが、庁内放送、電話、連絡員等を用い速やかにその旨を周知するものとする。



(2) 本部体制が確立していない場合

職員は、大規模地震等による異常現象が発生した場合で、早急に対策本部を設置し対応する必要があると判断した場合は、休日、夜間を問わず、異常を覚知した職員が、電話等を用い、速やかにその旨を連絡するものとする。



*住民課長または企画広報課長が対応できない場合は、あらかじめ防災、消防担当への連絡を指示するものとする。

8. 配備の方法

本部長が決定した配備体制をとるための配備命令は、各課長において次に定める方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

(1) 災害対策本部未設置の場合

① 各課長は、震度3以上の地震を確認した時は、情報収集に努め、震度4以上の場合は勤務時間外であっても登庁し、災害対策（警戒）本部体制の確立を図る。

(2) 災害対策本部を設置した場合

① 勤務時間内の場合、配備命令は本部会議の決定に基づき、庁内放送、電話、口頭その他の方法により各課員に対し正確かつ迅速に伝達するものとする。

② 勤務時間外の配備状況はメールにて全課長に配信される。その後の配備体制は本部会議により協議、決定され連絡されるので、各職員への連絡方法については、それぞれ実情にあわせ、あらかじめ定めておき、所属職員に十分周知徹底を行うものとする。

(注) 職員は、昼夜の別、あるいは交通機関の有無を問わず、最も短時間に登庁できる方法で登庁しなければならない。なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則、車での登庁は行わず、徒歩、自転車等により登庁すること。

9. 災害における職員の注意事項

- (1) 各職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を充分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したときは、配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、防災活動を行うものとする。
- (2) 各職員は、大規模地震等の場合においては、配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレビ等の地震情報等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属長との連絡をとり、必要に応じて所属長の指揮下に入るように努めるものとする。
- (3) 配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につくものとする。なお町本庁舎から原則として4km以内に自宅がある職員は、震度6弱以上の地震が発生した場合には、30分以内を目途として町本庁舎に参集することとする。(震度5弱以上の場合は徒歩または自転車等を利用すること)
- (4) 交通機関が途絶した場合にあっては、徒歩等可能な限りの方法をもって参集し、配備につくものとする。
- (5) 参集途上においては、被害状況の把握に努め、登庁後は被害状況を所属長に報告すること。
- (6) 参集した職員は、速やかに所属長に参集した旨報告するものとする。
- (7) 参集途上において救助を求められた場合は、予備配備要員は原則、登庁を優先し、1号、2号配備要員は状況に応じて救助を行い、その後登庁しその旨所属長に報告すること。
- (8) 職員は地震による自己の被害を最小限に止めるため、公私において最大限の備えに努めること。
- (9) 職員は、震度4以上の地震が発生した場合は、登庁の有無にかかわらず、本人の安否について所属長に報告すること。
- (10) 次に掲げるような事由により、勤務地に参集することが困難な場合は、原則として家族を含めた安否情報を所属長に報告した上で自宅等で待機するものとする。その際には、所属からの連絡が取れるよう留意し、周辺の状況把握に努めつつ所属からの指示を待つものとする。
 - ① 災害発生時に職員自身が療養中であるとき。
 - ② 職員または家族等が死亡したとき。
 - ③ 職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。
 - ④ 職員の住宅または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
 - ⑤ 家族の安全が確保できていないとき。

10. 配備人員不足の場合等の措置

- (1) 各部において防災活動を行うため人員に不足の生じる場合、若しくは事務分掌に対応する職員を必要とする場合は、対応状況に応じて本部事務局が調整を行う。

(2) 本部の職員全員をもってなお不足する場合は次のいずれかの方法による。

方 法	備 考	内 容
臨時嘱託職員の応援を求める		
他の公共団体等の応援を求める	相互応援協力計画による	
民間団体の協力を求める	応援要請計画による	自主防災組織の長または自治会長等
自衛隊員の派遣を要請する	応援要請計画による	陸上自衛隊第3師団第3特科隊
民間業者に委託する		

11. 標識

本部長、副本部長、本部員、部員は、災害対策に係わる業務に従事するときは、原則として災害対策本部用の腕章をつけるものとする。

第5 各部の事務分掌

事務分掌は、本防災計画「Ⅰ 基本的事項 第2章 防災機関の業務大綱 第1節 ○平常時から災害対応における事務分掌」(6ページより)と同じとする。

Ⅲ

災害応急対応計画

第3部

地震災害応急対応計画

第2節 避難活動

第1項 避難基準に関する計画

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、町及び関係機関は危険区域内にある住民等に対して避難のための立ち退きを指示し、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図る。また、要配慮者に対し、自主防災組織等の関係機関と連携を図るなど、安否確認及び避難支援を迅速に行う。

対策の体系

- 第1 避難行動の基本的事項
- 第2 避難の指示
- 第3 避難の誘導
- 第4 避難の解除

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局	(1) 避難行動の基本的事項
		(2) 避難の指示
		(3) 避難の誘導
		(4) 避難の解除
関係機関	各 放 送 機 関 防 災 関 係 機 関	関連事項の広報活動及び相互協力

取組内容

第1 避難行動の基本的事項

1. 避難行動の基本事項

地震災害発生時においては、山・崖崩れ及び延焼火災の危険予想地域のみならず、その他の地域においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。住民は、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要である。したがって、下記の点を避難行動の基本事項とする。

- (1) 避難行動要支援者を含む要配慮者等、避難行動や情報面で支援を要する人を含めた住民の確実な避難

- (2) 建物の倒壊がある場所や夜間等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- (3) 真に切迫した状況においては、生命を守る最低限の行動を選択する

*自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて近隣の丈夫な建物や広場等に避難することもある。

2. 避難行動について特に住民が留意すべき事項

- (1) 自分の身と家族の身の安全を守る
 - ア 揺れを感じたら、丈夫なテーブルや机の下に隠れ、身を守る。
- (2) グラツときたら火の始末、火が出たらすばやく消火する（ただし揺れがおさまってから）
 - ア 調理器具、暖房器具、ガス器具、ストーブ等で火を使用している場合は、すぐに火を消し、ガス器具の元栓をしめ、電気器具の電源プラグを抜くなどする。
 - イ 火が出たらすばやく消火する。

※揺れている時の行動は二次災害の可能性が高くなるので、揺れがおさまってから消火行動をおこなうこととする。
- (3) あわてて外に飛び出さない
 - ア 地震が起きたからといって、むやみに外に飛び出すのは危険であるため、身の安全と火の始末を図り、ブレーカーを「切」にした上で周囲の状況をよく確かめて、落ち着いて行動する。
- (4) 窓や扉を開けて出口の確保
 - ア 地震によって建物が歪み、部屋に閉じ込められることがある。いち早く扉や窓を開けて出口を確保する。
- (5) 戸外では頭を保護し危険なものから身をさける
 - ア 屋外にいるとき地震が起きたら、ブロック塀が倒れたり看板が落ちてきたりするため、安全な建物か近くの広い場所へ避難する。
- (6) 店舗等では係員の指示に従う
 - ア 大勢の人が集まる場所ではパニックが起きる心配があるため、巻き込まれないように、冷静な行動を心がける。
- (7) 自動車は左側に寄せて停車、規制区域では運転禁止
 - ア ハンドルをしっかりとつかみ、徐々にスピードを落として車を道路の左側に停める。車を停めたら、カーラジオの情報により行動をとる。車から降りて避難をするときは、車のキーを付けたまま、ドアをロックせずに、避難する。
- (8) 山崩れ・がけ崩れに注意
 - ア 山崩れ・がけ崩れの危険のある地域ではすばやく避難する。
- (9) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする
 - ア 自動車を使うと、渋滞を引き起こし、消火活動や救助活動の妨げになるため、避難は徒歩で、荷物は必要最小限のものだけにする。

(10) デマに惑わされない、正しい情報で行動

ア 災害時はうわさやデマでパニックに陥りやすくなるため、報道機関や町、消防・警察からの情報に注意する。

(11) 隣近所で助け合う

ア 地震が発生した後は、近隣の安全を確認し、救出したり、声を掛け合ったり、秩序を守って行動する等、近隣で協力して助け合う。

第2 避難の指示

(1) 避難指示者

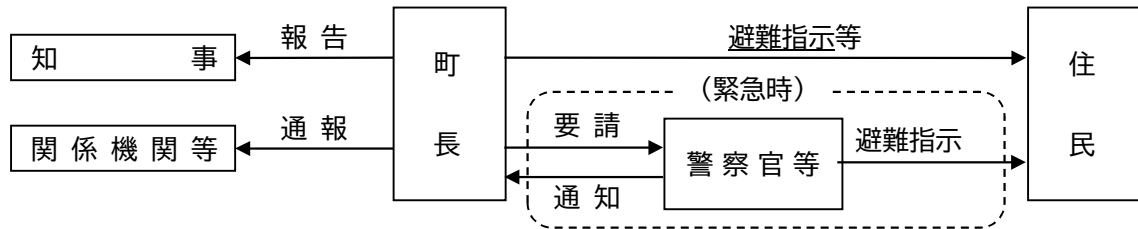
地震災害により被害を受け、又は受けるおそれのある住民に対して、次表に示す実施責任者が避難の指示を行う。なお、避難時の周囲の状況等により避難のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対して、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での退避等の安全確保措置を行うよう指示を行う。

実施責任者	指示内容	根拠法規
町長	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを指示する。	災害対策基本法第60条第1項
知事	町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第6項
知事又はその命を受けた職員	地すべり、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。	水防法第29条地すべり等防止法第25条
警察官	町長による避難の指示ができないと認めるとき又は、町長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示する。	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限って、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法第94条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。	水防法第29条

※指示は、避難すべき時期が切迫した場合、また災害発生現場に残留者が居る場合に行う。

(2) 避難指示の流れ

- ア 町長は、避難指示を行った場合、その旨を知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに知事に報告する。
- イ 実施責任者は、指示を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。



(3) 避難指示のめやす

避難の指示は、当該地区の住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発令する。指示のめやすは以下のとおりである

- ア 地震による建築物の倒壊の危険や、火災発生のため避難の必要が生じたとき
- イ 余震による二次災害の発生または発生するおそれがあるとき
- ウ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等において、土砂災害等の危険が切迫しているとき
- エ 河川、ため池の堤防決壊等が発生し、または発生するおそれがあるとき
- オ 危険物取扱施設の爆発等、二次災害の発生するおそれがあるとき
- カ 火災が拡大するおそれがあるとき
- キ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認めるとき

(4) 住民に対する周知

避難の指示にあたっては、要配慮者にも配慮して、本部事務局が総務部（情報・広報班）と連携し、あらゆる伝達手段を複合的に活用し住民への周知徹底を図る。

ア 周知の内容

- ① 指示者
- ② 避難すべき理由（災害種別も含める）
- ③ 避難すべき場所（指定避難所若しくは指定緊急避難場所）
- ④ 避難所若しくは緊急避難場所の利用可否状況

イ 周知の手段

- ① 広報車
- ② サイレンの吹鳴及び警鐘
- ③ 有線電話
- ④ 屋外拡声器、ケーブルテレビ、町ホームページ、エリアメール、ひょうご防災ネット、Lアラート（災害情報共有システム）他

ウ 指示文のめやす

[避難指示文]

■〇〇月〇〇日〇〇時、上郡町長から避難の指示が出ました。
 ■〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに当該地区内の〇〇〇〇避難場所若しくは、安全な建物または広場に避難してください。

第3 避難の誘導

(1) 避難誘導を行う者

ア 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、原則として自主防災組織、自治会単位による自主避難とする。なお、要配慮者の避難にあたっては、地域住民または消防団の協力により支援を行う。

イ 公共施設等における誘導

学校、認定こども園、高齢者福祉施設等公共施設における避難誘導は、原則として施設の管理責任者が実施する。

ウ 事業所及び大規模店舗等における誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者若しくは防災担当者が実施する。

エ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じて概ね次のように実施する。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、急傾斜地や溪流、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な場所を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。

イ 危険な地域には標示、なわ張りを行う他、状況により誘導員を配置する。

ウ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期する。

エ 高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を優先して行う。

オ 誘導中は水没、感電等の事故防止に努める。

カ 避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会又は自主防災組織等の単位で集団的に行う。

※要配慮者については、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。

第4 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

第2項 警戒区域設定計画

住民の生命に係わる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急対策従事者以外の者の危険区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去命令を発令するため、警戒区域を設定する。

対 策 の 体 系

- 第1 警戒区域の設定
- 第2 実施方法
- 第3 警戒区域の解除

実 施 主 体

	担 当 部 署	項 目
町担当	災 害 対 策 本 部 長	(1) 警戒区域の設定
関 係 関	警 察 ・ 自 衛 隊 ・ 消 防 署	(2) 実施方法
		(3) 警戒区域の解除

取 組 内 容

第1 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、住民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

実施者	災害の種類	根拠法令	要 件
町長	災害全般	災害対策基本法第63条第1項	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条第2項	町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
		警察官職務執行法第4条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条第3項	町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	消防法第36条第7項において準用する同第28条	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に消防警戒区域を設定する。

Ⅲ

災害応急対応計画

第3部

地震災害応急対応計画

第2 実施方法

災害が発生し、又は災害の発生が予測される場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。なお、県への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 町長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し町長が発令するいとまのないときは、本部事務局、その他の関係部が実施する。この場合、事後直ちにその旨を町長に報告しなければならない。
- (2) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- (3) 警戒区域の設定に必要な措置は、本部事務局、その他関係部が連携し、相生警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

第3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に速やかに警戒区域の解除を指示する。

第3項 避難所開設・運営計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊や、焼失、がけ崩れ等が発生し、住民が避難することが予想される。このため、町は被災した住民が、一時的に生活する場の確保、生活の再建の支援に向け、小学校及び中学校等を避難所として設置する。

第3項「避難所開設・運営計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第2節第3項「避難所開設・運営計画」を準用する。

第4項 要配慮者対策計画

地震災害発生時には、高齢者、障がい者等いわゆる要配慮者が犠牲になる場合が多い。そのため、避難等に時間を要する要配慮者や被災した要配慮者に対する、支援策を実施する。また、災害発生後速やかに要配慮者の安否を確認するとともに、聞き取り調査や相談窓口の設置等により、必要な援護内容等を把握し、生活支援策を実施する。

「要配慮者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等を対象とする。

第4項「要配慮者対策計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第2節第4項「要配慮者対策計画」を準用する。

ただし、第1 要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握 1. 在宅要配慮者（避難行動要支援者を含む）のみ、次のとおりとする。

第1 要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

1. 在宅要配慮者（避難行動要支援者を含む）

(1) 安否確認等

厚生部は、消防機関及び自主防災組織等の関係機関と連携し、速やかにひとり暮らし高齢者、在宅の障がい者等について安否確認を行い、所在等について把握する。また、巡回による聞き取り調査を実施し、生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について把握する。

(2) 以降については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第2節第4項「要配慮者対策計画」を準用するものとする。

Ⅲ

災害応急対応計画

第3部

地震災害応急対応計画

第3節 通信情報活動

第1項 災害情報の収集・伝達に関する計画

震災直後、応急体制を早期に立ち上げるために必要な被害概況の収集・伝達体制や、その後の的確な対応を図るため必要な詳細な被害状況の収集・伝達体制を整備する。

対策の体系

- 第1 情報収集・伝達体制
- 第2 地震情報、異常現象等の収集・伝達
- 第3 発災後初期の被害情報の収集・報告
- 第4 被害情報の収集・報告
- 第5 県・国への報告

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局 総 務 部	(1) 情報収集・伝達体制
		(2) 地震情報、異常現象等の収集・伝達
		(3) 発災後初期の被害情報の収集・報告
		(4) 被害情報の収集・報告
		(5) 県・国への報告
関係機関	防 災 関 係 機 関	被害情報等の情報交換

取組内容

第1 情報収集・伝達体制

1. 初動期の体制

(1) 災害対策幹部職員の対応

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（各課長等）は、震度4以上の地震を確認した時は、直ちに登庁し、情報収集等初期災害対策を指揮する。

(2) 災害対策主管課の対応

職員は、定められた配備体制を把握し、配備のための基準震度により速やかに登庁し、各課長等の指示により、速やかに情報の収集や防災関係機関との連絡調整にあたる。

2. 災害対策本部の体制

発災後の被害情報収集については、総務部が行い、本部事務局に報告する。また、県及び関係機関への連絡・調整は本部事務局が行うが、人員不足等不測の事態では、必要に応じて本部事務局の指示により、各々が県の所管部署に直接連絡する。

収集の手段は、各種システム、電話、携帯電話、ファックス、無線等の通信手段を用い速やかな情報収集に努める。特に発災後の被害状況の把握については、概ね1～2時間以内に概要を把握するように努める。

また、災害対策本部は、状況に応じて次の措置により、情報収集体制を補完する。

ア 情報収集隊の派遣

職員による情報収集隊を編成し、現地を見回り、災害の概況を把握する。

イ ヘリコプターの支援要請

本部において、ヘリコプター等による被災状況の確認が必要であると認められる場合は、「本章 第4節 第5項 緊急輸送活動計画 第3ヘリコプターの活用」に基づき、県及び県を通じて関係機関に派遣等を要請する。

3. 情報の収集・伝達

災害時の情報収集・伝達は、気象庁の防災情報提供システム、兵庫県フェニックス防災システム等のほか、自主防災組織等からの通報や直接現地確認等により行い、住民に対しては、屋外拡声器、ケーブルテレビ、ホームページ、ひょうご防災ネット等、関係機関については、災害時無線電話、衛星電話等により伝達する。

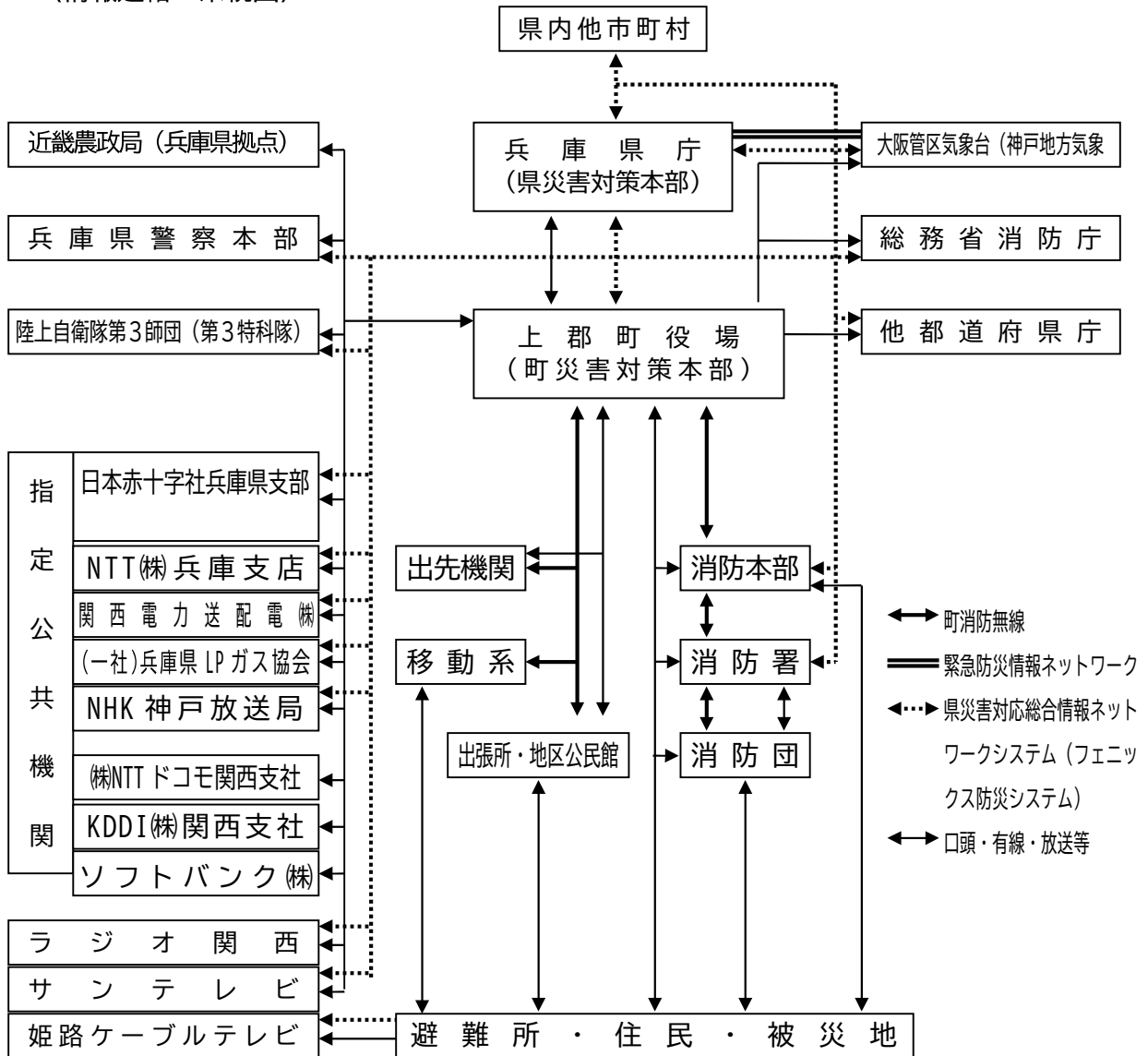
Ⅲ

災害応急対応計画

第3部

地震災害応急対応計画

〈情報連絡・系統図〉



第2 地震情報、異常現象等の収集・伝達

1. 地震情報の収集連絡

地震発生時の地震規模、範囲等について早急な把握を図るため、神戸地方気象台の発する地震情報等を電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）等を通じ、速やかに収集する。

また、震災後は余震等に備えるため、同様の体制により地震情報の収集に努める。

〈地震情報種類〉

種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に発表する。	・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 ・強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割）
緊急地震速報（予報）	いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合。地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度、予測長周期地震動階級が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上、長周期地震動階級が1以上である場合。	・地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値 ・地震の規模（マグニチュード）の推定値 ・予測される最大震度が震度3以下のときは、予測される揺れの大きさの最大（最大予測震度） ・予測される最大震度が震度4以上または長周期地震動階級1以上のときは、地域名に加えて震度4以上または長周期地震動階級1以上と予測される地域の揺れの大きさの予測値（予測震度、予測長周期地震動階級）その地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時刻）
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測し

		た地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

2. 異常現象等の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある異常現象（河川、ため池堤防の亀裂、がけ崩れ等）又は災害による被害を発見した者は、遅滞なく町長又は警察官に通報しなければならない。

(2) 町長及び警察官の措置

ア 町長の措置

異常現象、被害情報の通報を受けた町長は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに神戸地方気象台、県地方機関（西播磨県民局総務企画室総務防災課、光都農林振興事務所、光都土木事務所）に、電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）等により通報する。

イ 警察官の措置

災害が発生するおそれのある異常現象又は災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に連絡する。

第3 発災後初期の被害情報の収集・報告

地震発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。

1. 情報収集内容

地震発生のおおね1～2時間以内に、次のような内容の情報について迅速かつ的確な把握に努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概要を大まかにつかむことに留意する。

〈初動期の情報収集内容〉

区分	情報の内容	共通内容
人的被害	1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況	1 発生場所 2 発生時期 3 応急対応の状況
火災	1 火災の発生及び延焼の状況	
物的損害	1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 2 道路及び橋梁の被害状況 3 建物の倒壊状況 4 がけ崩れ及びがけ崩れのおそれの状況 5 電気、ガス、水道、電話等の状況	
その他	災害対策上必要な事項	

2. 情報収集内容

総務部は、次のような内容の情報について、担当部と協力して迅速かつ的確な情報把握に努める。

〈初動期の情報収集体制〉

No	情報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
1	消防情報	総務部	赤穂市消防本部上郡消防署、各消防団	火災、延焼、危険物漏洩、救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、消防無線
2	警察情報	総務部	兵庫県警察本部、各警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括 道路交通規制状況	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、警察無線
		建設産業部			
3	ヘリコプター情報	本部事務局	兵庫県危機管理部災害対策課、兵庫県警察本部、陸上自衛隊	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、自衛隊無線

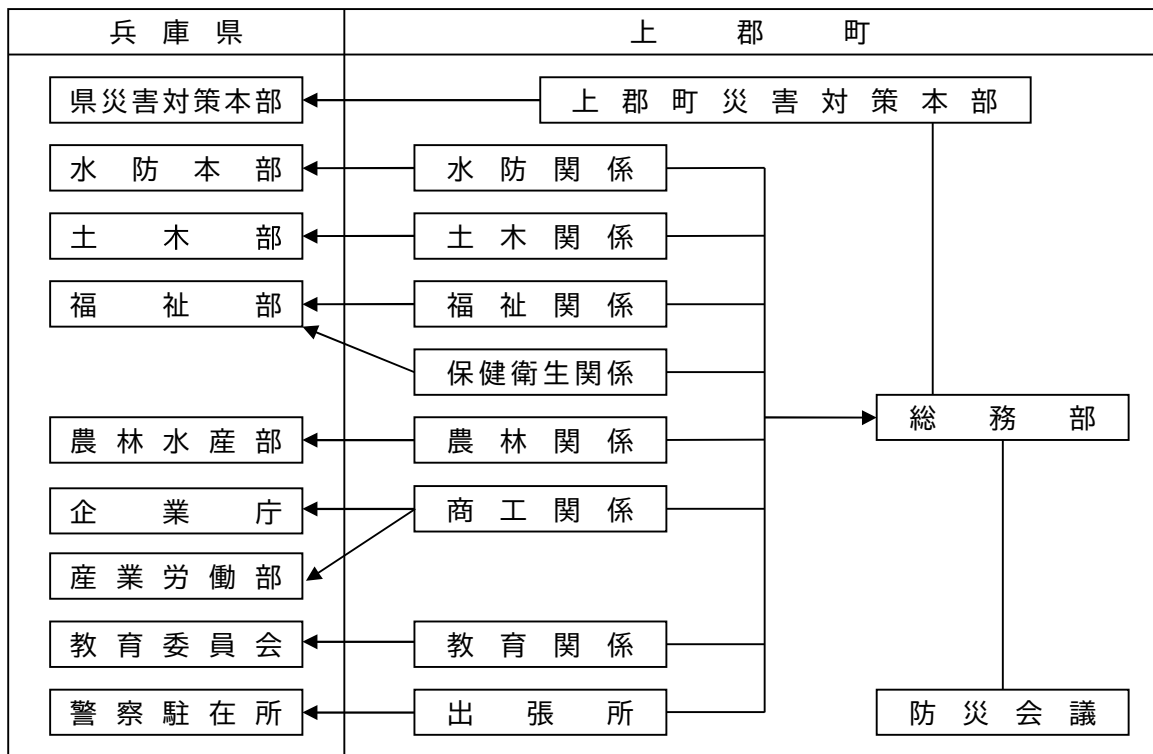
Ⅲ 災害応急対応計画

第3部 地震災害応急対応計画

No	情報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
4	道路河川農業用施設等の情報	建設産業部	近畿地方整備局、光都土木事務所 近畿農政局（兵庫県拠点）、光都土地改良センター、農業用施設管理者	道路・橋梁・河川・排水機場及び農業用施設等の被害状況	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
5	職員参集時情報	総務部	各参集場所（役場、出先機関、避難所）	倒壊建物、火災被害、液状化現象、避難等の住民行動、避難所開設状況	電話、携帯電話
6	町出先機関情報	総務部	出先機関	出先機関等からの被害状況、対応状況等の情報	電話、携帯電話
7	学校関係情報	教育部	認定こども園、小学校、中学校	園児、児童生徒の安全と避難	電話、携帯電話
8	ライフライン情報	総務部	関西電力送配電(株)、西日本電信電話(株)	電気、電話等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
		上下水道部	上下水道課各係	水道、下水道等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
9	交通機関情報	総務部	西日本旅客鉄道(株)、智頭急行(株)、(株)ウイング神姫相生営業所	電車、バス等公共交通機関の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話
10	タクシー無線情報	総務部		走行中のタクシーが収集した町内の被害状況	電話、携帯電話
11	各部の情報集約	総務部	関係各部	被害状況全般	電話、携帯電話
12	本庁舎情報	総務部	関係各部	本庁舎被害状況	電話、携帯電話
13	福祉情報	厚生部	各福祉施設	建物、入居者の安全と避難	電話、携帯電話
14	商工情報	建設産業部	上郡町商工会、商工団体等	商工業・観光関係被害	電話、携帯電話
15	農林業情報	建設産業部	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話

*担当各部は、総務部の情報収集を補完する。

〈情報及び被害状況報告系統図〉



3. 情報の整理

(1) 情報の整理・分析

本部事務局は、総務部及び各部からより報告された情報に基づき、被害状況を取りまとめる。また、必要に応じて分析を行い、その結果を本部会議に報告する。

(2) 情報の報告

収集した情報及び本部会議等において決定した対策等は、本部事務局が速やかに県（危機管理部災害対策課、西播磨県民局総務防災課）に速報として報告するとともに、各部連絡員は、各部内に報告する。

4. 収集情報に基づく判断

(1) 本部長の判断

ア 本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。

イ 勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合には、本部長が決定する。

(2) 本部員の判断

本部員は、各部や住民等からの情報をその都度分析し、随時状況に応じた対応を決定して関係する部へ指示する。

(3) 応援体制の判断

本部長は、応援体制の必要性を認めた場合は、県、他市町、自衛隊等への応援要請を、「本章 第4節 災害発生後の活動 第1項 応援要請計画」に基づき行う。

(4) 各部の判断

上記(1)、(2)について緊急を要すると認められる場合は、各部において実施し、事後速やかに本部長に連絡する。

5. 住民への広報

(1) 広報の内容

総務部は、住民の安全確保及び応急対策を迅速に行うために必要と認められる情報を住民に周知する。

ア 避難の準備及び避難場所に関すること。

イ 被害の状況（火災、ライフライン等）

ウ 行動上の注意事項

(2) 住民に対する広報の方法

「本章 第3節 通信情報活動 第3項 広報広聴計画」に基づく。

第4 被害情報の収集・報告

発災後初期の被害情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び火災又は土砂災害の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

なお、情報の連絡系統、収集方法等は、「本節 第3 発災後初期の被害情報の収集・報告」に準じる。

1. 収集する情報の種類

各部は、地震発生後速やかに、「発災後初期の被害情報の収集・報告」に基づき関係する被害の概況把握に努めるとともに、次表に示す情報を詳細に収集するよう努める。

この場合、把握できた範囲から一刻も速く第一報として報告することに留意する。特に、二次災害防止に関する情報及び人的被害・住家被害の把握に重点を置く。

また、特に、上郡地区（老朽家屋密集地）、液状化が懸念される河川沿いの各集落、高田台地区（盛土箇所、造成当初からの建売住宅等）、急傾斜地等に面した土砂災害警戒区域等の町域内の注意箇所についても重点を置く。

〈発災後初動期に収集する情報〉

区 分	情 報 の 内 容	関 係 各 部
(1) 人的被害	ア 死者及び行方不明者の状況	厚生部・総務部
	イ 負傷者の状況	総務部
(2) 住家被害	ア 全壊及び半壊の状況 ・目視調査による概数の把握（至急）	総務部
	イ 急傾斜地等の状況 ・急傾斜地等の調査（至急）	建設産業部
(3) 公共土木施設の及び農業用施設の被害	ア 道路、橋梁、河川、排水機場、ため池、井堰等の状況	建設産業部
	イ 急傾斜地等の状況 ・急傾斜地等の調査（至急）	建設産業部
	ウ 交通施設及び交通の状況 ・公共交通機関（西日本旅客鉄道株式会社、智頭急行株式会社、株式会社ウイング神姫相生営業所） ・道路交通（警察）	総務部 建設産業部
	エ ライフライン施設の状況	総務部

	・上水道 ・下水道 ・電話、プロパンガス、電気各社	上下水道部
(4) その他	ア 救急救助活動の状況	総務部
	イ 医療活動の状況	厚生部
	ウ 応急給水の状況	上下水道部
	オ 社会的混乱の状況	総務部
	カ 避難所の状況	教育部
	キ 避難指示及び警戒区域設定の状況	本部事務局
	ク 非住家（公共建築物等）の状況	教育部
	ケ 応急対策活動の状況等その他	総務部
	コ 食料及び生活必需品の供給状況	総務部・建設産業部

2. 収集情報による判断

(1) 二次災害防止対策の判断

得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針を定める。

本部会議を招集することが困難な場合は、本部長が決定する。

(2) 災害救助法適用の判断

(1)の方法に準じて、被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあると判断される場合は、「本章 第4節 災害発生後の活動 第7項 災害救助法の適用計画」に基づき、知事に被害状況を報告するとともに、災害救助法の適用を要請する。

3. 住民への広報

「本章 第3節 通信情報活動 第3項 広報広聴計画」に準じ、必要な情報を住民へ周知する。

第5 県・国への報告

1. 報告の区分及び留意事項

町長の知事に対する報告及び各部の本部に対する報告は、概ね次の表の区分に基づく。なお、県知事への災害報告は、西播磨県民局を通じ行う。

報告の区分	報告の時期	留意事項
【発生報告】 災害が発生し、大規模な被害が見込まれる場合 ・被害の概況速報 ・応急措置状況報告 被害状況等報告（概況、中間） 様式は指定の様式を使用	・覚知後、直ちに第一報を報告し、以後詳細が判明次第報告する。	・人的被害又は二次被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告 ・部分情報及び未確認情報も可、ただし、情報の出所を明確にしておく。
【概況、中間報告】 被害の概況及び中間調査の結果に基づき報告 ・被害の概況速報 ・応急措置状況報告 ・集団被害(概ね50世帯以上) 被害状況等報告(概況、中間)様式1号により報告	・定時報告8時、12時、17時 ・緊急性のあるものは随時報告 ・本部より指示があった場合 ・その他必要と認められた場合	・発生時に報告した事項のその後の対応について ・確認事項について ・全壊、流失半壊、死者及び重傷者が発生した場合、その氏名、年齢、住所等を速やかに調査し報告する。 ・応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告する。
【確定報告】 被害状況の確定調査の結果に基づき報告(最終報告) 様式は指定の様式を使用	・被害の全容が判明し被害状況が確定した場合、災害終結の日から3日以内に確定報告	・被害世帯の人員等については、現地調査のみでなく住民登録とも照合する。

2. 県、国への報告の要領

町が国及び県（災害対策本部、西播磨県民局経由）へ行う報告の要領は、次のとおりである。

(1) 火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合

消防組織法第40条に基づく火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による様式に基づき県（災害対策本部、西播磨県民局経由）へ報告する。

また、被災等のため県（災害対策本部、西播磨県民局経由）と連絡できない場合には、国に報告するものとするが、県（災害対策本部、西播磨県民局経由）との連絡が可能となった時点から、その後の報告は、県（災害対策本部、西播磨県民局経由）に行うこととする。

〔資料1-6-1 「火災・災害等即報要領」〕

(2) 次の基準に基づく災害が発生した場合

- ア 災害救助法の適用基準に合致する災害
 - イ 災害対策本部を設置した災害
 - ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
 - エ 町内の被害は軽微であっても、隣接する市町で大きな被害を生じている災害
 - オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - カ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する場合
- 上記の基準に基づく災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき報告する。

(3) 災害情報の報告

災害情報の報告は、県地方本部（西播磨県民局）を通して、第一報を県災害対策本部へ報告する。通信等の不通により県（災害対策本部、西播磨県民局経由）に報告できない場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、連絡がとれるようになった後は、県（災害対策本部、西播磨県民局経由）に対して報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることが出来ない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、西播磨県民局経由）へ報告することとする。（災害規模に関する情報は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できる何らかの情報で足りることとする。）

火災が同時多発又は多くの死傷者が発生し、赤穂市消防本部（上郡消防署）への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、西播磨県民局経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

(4) 報告系統

災害情報の報告は、災害の発生を覚知したときは、原則として速やかにフェニックス防災システムへの入力により行うが、状況により衛星電話、有線、無線、ファックス、テレビ電話等で、最も迅速確実な手段を使用する。有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク、西日本電信電話(株)災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

(5) 報告内容

ア 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する場合

① 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したときに直ちに第一報を県（西播磨県民局経由）に報告する。（災害発生当初で被害状況が十分把握できない場合は、把握できた範囲から直ちに報告する。）

② 被害状況即報

町内の被害情報を収集し、県（災害対策本部、西播磨県民局経由）に報告する。

③ 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、西播磨県民局経由）に文書で災害確定報告を行う。

〈連絡先〉

国の報告先	勤務時間内 (8:30~18:15) 消防庁防災課 応急対策室	NTT 回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 地域衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-048-500-9043421 FAX 発信特番 7-048-500-9049033
	勤務時間外 消防庁宿直室	NTT 回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 地域衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-048-500-9049102 FAX 発信特番 7-048-500-9049036
県の報告先	危機管理部 災害対策課	NTT 回線 TEL 078-362-9988 FAX 078-362-9911 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-151-3140 FAX 発信特番 7-151-6380
	西播磨県民局 総務企画室 総務防災課	NTT 回線 TEL 0791-58-2112 FAX 0791-58-2328 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-15187-189-1124

第2項 通信運用計画

災害の発生により電話等有線通信回線が被災し、不通となった場合、衛星電話をはじめ防災関係機関等の非常用通信施設を有効に活用し、通信連絡網を確保する。

第2項「通信運用計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第3節第2項「通信運用計画」を準用する。

第3項 広報広聴計画

町及び防災関係機関は、災害に伴う緊急情報、生活関連情報等について適時に住民に広報を行うとともに、住民からの各種相談に適切に対応し、住民の不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進等に努める。

第3項「広報広聴計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第3節第3項「広報広聴計画」を準用する。

第4節 災害発生後の活動

第1項 応援要請計画

町の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、県、他市町、自衛隊等に対し速やかに応援を要請し、住民の生命、身体及び財産の確保について万全の措置をとる必要がある。迅速かつ効果的に応援活動を受けられるよう、応援要請の方法、手続き、応援部隊の受入を次により実施する。

第1項「応援要請計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第4節第1項「応援要請計画」を準用する。

第2項 消防活動計画

消防機関は、火災等の事故が発生した場合、迅速に活動体制を整え、総力をあげて火災防ぎょ活動、避難誘導、救助救急等の応急対策活動に取り組み、災害の鎮圧及び被害の拡大防止を図る。また、火災警報を発令した場合は、住民に火災の危険性について周知し、火災の発生予防に努める。

対策の体系

- 第1 応急活動体制の確立
- 第2 情報通信
- 第3 火災防ぎょ活動
- 第4 救助・救急活動
- 第5 危険物施設等の対策
- 第6 応援要請体制

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局	(1) 応急活動体制の確立
		(2) 情報通信
		(3) 火災防ぎょ活動
		(4) 救助・救急活動
		(5) 危険物施設等の対策
		(6) 応援要請体制
関係機関	赤穂市消防本部上郡消防署 上 郡 町 消 防 団	消火活動、消防応援部隊の要請・運用、災害情報の収集伝達、警戒・広報活動、救出・救護活動、避難誘導等

取組内容

第1 応急活動体制の確立

1. 消防署・消防団の体制

消防署及び消防団は、方面隊を編成し、署は消防署長、団は消防団長が指揮をとり、次の応急活動を行う。

(1) 消防署・消防団の任務

- ア 火災、その他災害の警戒又は防ぎよ活動に関すること。
- イ 救助・救急活動に関すること。
- ウ 警戒区域の設定及び避難誘導に関すること。
- エ 受持区域における被害概況の調査及び報告に関すること。

2. 消防団員の非常参集

(1) 参集基準

地震に伴う消防団員の非常参集の基準は、次のとおりである。

震度5弱 以上	消防団員は、命令を待つことなく、速やかにあらかじめ指定された場所に参集する
------------	---------------------------------------

(2) 消防団員の参集場所

消防団本部員	原則として災害対策本部に参集する。
消防団員	速やかに所属の分団（部）の屯所に参集する。

3. 初動時の措置

参集した消防団員は、次の初動措置を実施する。

- ア 機関員に指定されている団員は、所属の機械器具置場に参集したならば、速やかに消防車を屋外の安全な場所に移動し、積載ホース等の増強を行う。
- イ 分団長は、団員に指示するなどして、火災の早期発見及び被害状況の把握に努める。

第2 情報通信

1. 情報収集

震災に係わる情報は、施設、通信機器及び連絡網等あらゆる手段により、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

2. 通信運用

震災時における災害対策本部と消防署の通信は、有線通信を原則とするが、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信による。

震災時における災害対策本部と各消防分団の通信は、地区公民館の有線通信を使用することとするが、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、状況に応じ無線若しくは各自の携帯電話等通信可能な手段を駆使して行うこと。

3. 無線通信の優先順位

震災活動中の通信優先順位は、次のとおりとする。

- ア 災害の覚知
- イ 車両の出動命令
- ウ 応援の要請
- エ 救助又は救急状況の報告
- オ 災害状況の報告

第3 火災防ぎょ活動

1. 初期活動

自然災害等で道路、橋梁の損壊、その他で通行不能となり地域が孤立した場合は、消防団員は巡回による出火延焼防止等の広報にあたり、消防機械器具及び消防水利の点検整備をし、万一の火災に備える。

- (1) 消防団員は、直ちに消防車庫に参集し、ポンプ等を屋外に搬出し建物倒壊に備えるとともにホースの補充及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 消防団員は、情報を収集するとともに地域内の巡回を行い、出火延焼防止等の広報に当たる。
- (3) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状態等を把握するための情報収集活動を行う。
- (4) 道路、橋梁の破損その他で通行不能となり、地域が孤立した場合は、各班の消防団員は巡回による出火防止等の広報に当たり、消防機械器具及び消防水利の点検整備をし、万一の火災に備える。

2. 電話の使用不能時の通信の確保

災害により電話の使用が不能になった場合においては、通信を確保するため現地へ消防無線を搬入し情報連絡に当たる。

3. 火災防ぎょ

自然災害等による孤立時に火災が発生した場合は、消防団員は、住民の協力を得て火災の早期鎮圧、拡大を防止するとともに、他地区へ応援を求める。

なお、大火災等非常時の火災防ぎょに当たっての基本方針は、火災の早期鎮圧、拡大防止と人命の安全確保を最重点とする防ぎょ方針によって対処することとし、防ぎょの原則は次のとおりとする。

- (1) 消防力に比較して火災件数が少ないと判断したときは、積極的に一挙鎮圧を図る。
- (2) 火災件数が消防力を上回ると判断したときは、地域の重要度と消防効果の大きい火災を優先的に防ぎよする。

- (3) 火災の状況によって、消防隊個々の防ぎよでは効果がないと判断したときは、消防隊を集中して重要地域の防ぎよに当たる。
- (4) 火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、全力をあげて避難者の安全確保のための防ぎよに当たる。
- (5) 避難路、避難場所確保の防ぎよに当たる消防隊は、避難者が集団的に通過する場所を重点的に防ぎよする。
- (6) 孤立時に火災が発生した場合は、消防団員は、自主防災組織等の住民の協力を得て火災の早期鎮圧に努め、拡大を防止するとともに、他地区へ応援を求める。
- (7) 大火災等非常時には水道給水ストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等を効果的に利用する。
- (8) 消防吏員は、緊急の場合、車両その他の物件が消防活動の実施に支障が生じている場合は、当該車両その他の物件の移動等の措置を命じ、又は自ら措置することができる。
- (9) 林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、本部に対し、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

4. 消防水利の確保

水道給水のストップにより、消火栓の使用が不能になった場合においては、現地防火水槽並びに自然の水利等を活用し、消火に当たる。

第4 救助・救急活動

1. 救助救急隊の出動

災害が発生し多数の負傷者若しくは救助を必要とする者があるとき又は予想されるときに、救助隊等を出動させるものとする。

2. 救助・救急活動の原則

- (1) 火災現場における人命救助活動を最優先する。
- (2) 救助・救急は、救命処置を必要とする負傷者及び弱者を優先する。
- (3) 延焼火災及び救助・救急事案が多発している場合の活動は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。
- (4) 延焼火災が少なく、救助・救急事案が多発している場合の活動は、多数の要救助者が発生している火災現場を優先する。
- (5) 救助・救急活動は、救命率の高い事案を優先する。

3. 救助・救急の現場活動

(1) 救助活動

- ア 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全確実かつ迅速に行う。
- イ 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。
- ウ 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。
- エ 要救助者が多数ある場合は、危険の緊迫している者から救助する。
- オ 救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。
- カ 災害の事態から、現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、地震災害対策本部に対して必要な資機材の要請を行う。

第5 危険物施設等の対策

1. 危険物施設

爆発、引火又は発火のおそれのある危険物等を大量に貯蔵する建物及び場所に対する火災対策は、赤穂市消防本部（上郡消防署）の指示による。

(1) 防ぎよ上の留意点

- ア 危険物施設の建物自体が燃焼し、又は隣接建物に延焼危険がある場合は、延焼防止策を第一とし、一般建物火災の防ぎよに準ずること。
- イ 現場到着と同時に、対象物の防火管理者又は責任者から事情を聴取し、爆発等の危険度を判断して被害防止に努めること。
- ウ 油脂類の延焼に対しては、泡沫剤の使用又は噴霧注水とし、注水は、状況に応じ規制すること。
- エ 未燃焼のタンク等（ドラム缶、ガスボンベを含む）に対しては冷却注水し、可能なものは移転分離すること。
- オ 大規模タンクの場合は、底部より油を抜き取り、減量してから制圧すること。
- カ 燃焼油脂類の流出防止に配慮すること。
- キ 爆発の飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備すること。
- ク 爆発による危険防止と強烈な輻射熱による火傷防止に留意すること。

(2) 消火剤の調達

赤穂市消防本部（上郡消防署）が保有している消火剤では制圧できないと判断される場合には、県又は事業所等から調達するものとする。

2. 放射性物質関係施設

防ぎよ上の留意点は、次のとおりとする。

- (1) 隊員は、防護衣、空気呼吸器等の点検を厳重に行い、消防活動にあたる。
- (2) 災害現場に指揮本部を置き、火勢の状況により、現場関係者との協力による汚染検出、関係者の意見等により防ぎよ及び汚染防止の方針を決定する。

- (3) 警戒区域の設定は、安全度を十分とり、状況により縮小することはあっても、拡大することのないようにする。
- (4) 使用する消防水利、消防進入路、注水及び残火処理等については、関係者の意見を十分尊重して行う。
- (5) 指揮本部は、状況により放射能障害等が警戒区域外に及ぶと判断したときは、関係者の意見に基づき避難指示を行い、被害の軽減に努める。

第6 応援要請体制

災害の状況又は災害の規模から判断して、本町の消防力では災害防ぎよが困難な場合には、消防相互応援協定等に基づき、県内等に応援要請を行う。

1. 近隣他都市への応援要請

(1) 消防相互応援協定の運用

町の消防力では消防活動が困難であると判断される場合、近隣他都市に応援を要請する。

(2) 広域応援協力計画による応援要請

町の消防力では消防活動が困難であると判断される場合、町長又は消防長は兵庫県知事に対し、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、県内の消防機関の応援を要請する。

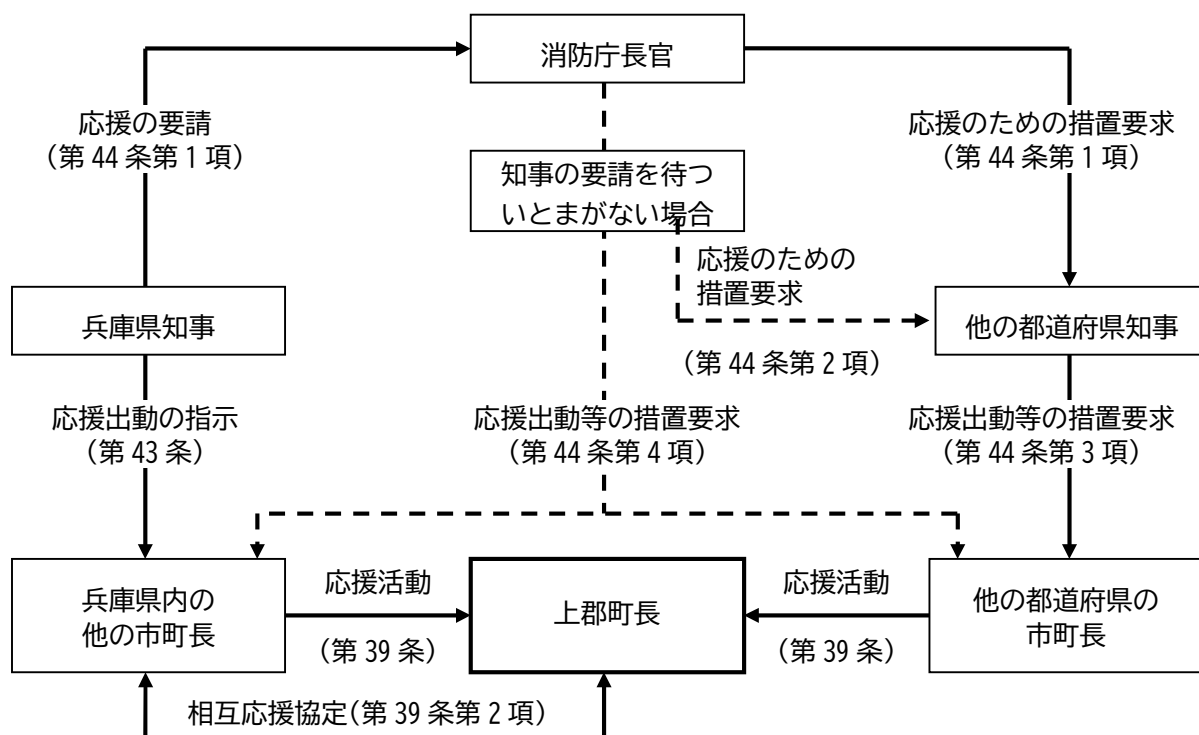
2. 応援要請の手続き・方法

- (1) 本部長は、被害状況等収集情報により応援要請の必要性を判断する。なお、判断に必要な被害情報等の初動期の情報は、概括的情報であっても応援要請の判断に用いる。
- (2) 応援要請は概ね下記3の事項について、とりあえず電話又はファックス等で連絡し、後日文書によりあらためて処理する。
- (3) 応援要請に際しては、応援隊の燃料、食糧、宿泊可能場所及び野営可能場所の確保について必要な措置を講ずる。

3. 応援要請時に明らかにする事項

- (1) 被害の状況・応援を求める理由
- (2) 応援を希望する活動内容・人員数
- (3) 参着希望場所、日時及び参着場所に至る経路
- (4) 応援を希望する資機材等の品名及び数量
- (5) 応援を希望する期間・場所
- (6) その他必要な事項

〈大規模災害時における緊急の広域消防応援体制（消防組織法第39条及び同法第44条による）〉



第3項 救助・救急・医療計画

大規模な災害発生時には、建築物や構造物の倒壊及び落下により、要救出・救助者が多数発生することが予想される。これらに対処するため、町は、警察、自衛隊、消防応援部隊等の防災関係機関と連携を図り、救出・救助体制を確立し、迅速かつ適切な救出・救助活動に努める。また、災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の住民が医療・助産の途を失った場合や多数の負傷者が発生した場合に、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者等の適切な保護を図る。

第3項「救助・救急・医療計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第4節第3項「救助・救急・医療計画」を準用する。

第4項 二次災害対策計画

地震の発生に伴う二次災害として、爆発や有害物質が発生することがないように、町及び関係事業者は必要に応じて防止策を講じる。

対策の体系

- 第1 二次災害等対策
- 第2 危険物施設等災害応急対策

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本部事務局・総務部 ・建設産業部	(1) 二次災害等対策
		(2) 危険物施設等災害応急対策
関係 機 関	兵 庫 県	被災宅地危険度判定士の派遣・広報支援活動
	上 郡 消 防 署	危険物施設等災害応急対策

取組内容

第1 二次災害等対策

1. 点検調査の実施

地震発生後、直ちに県に連絡をとり、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害や水害等の発生を防止するため、迅速にがけ地や護岸施設等の調査を行い、災害の危険性について把握する。

(1) 点検調査の方法

危険箇所の点検は、危険が想定される箇所の事前調査に基づき調査ルートを設定し、優先順位を決めて実施する。

(2) 点検要員の確保

危険箇所の点検要員は、町及び関係機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への委託や事前登録ボランティアへの協力要請等により対応する。

2. 二次災害のおそれがある場合の措置

(1) 避難指示等の実施

二次災害のおそれのある場合は、「本章 第2節 避難活動」に基づき、迅速かつ適切に避難対策を実施する。

(2) 応急工事等の実施

二次災害の発生を防止するため、次のような応急工事等を検討し、迅速に対応する。

- ア 仮設水路の設置
- イ 不安定土砂の除去
- ウ ブルーシート張り
- エ 土のう積み
- オ 仮設防護柵の設置

(3) 被災宅地危険度判定の実施

町は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行なう被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合は、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害発生の防止に努める。

(4) 被災建築物応急危険度判定の実施

町は、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる恐れのある二次災害から住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する。

町は、応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

(5) 住民への広報

二次災害に関する情報は、「本章 第3節 通信情報活動 第3項 広報広聴計画」に基づき、二次災害の発生が予想される箇所や避難方法・避難場所等、必要な事項を住民に周知する。

(6) 警戒体制

雨量や危険箇所の変化の状況を常に監視し、二次災害の発生に備える。

第2 危険物施設等災害応急対策

1. 消防法上の危険物

(1) 実施体制

消防法上の危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「危険物施設の所有者等」という。）は、危険物災害を最小限に止め、地域住民及び施設の従事者等の安全を確保するため、赤穂市消防本部（上郡消防署）等関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を行う。

(2) 危険物施設の所有者等が実施する対策

- ア 危険物施設の運転、危険物の取扱作業及び運搬を直ちに停止する。
- イ 危険物による災害の発生を防ぐため、施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について応急点検を実施し、施設の現状を把握する。
- ウ 危険物施設に損傷等の異常が発見された場合は、応急補修、危険物の除去等の適切な措置を行い、施設からの流出事故等を防止する。

(3) 町が実施する対策

- ア 危険物施設の所有者等から二次災害の危険性について通報を受けた場合は、直ちにその旨を県等関係機関に連絡する。
- イ 公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要がある場合は、危険物施設の使用を一時停止させる。
- ウ 被害の状況及び災害の危険性が及ぶ範囲を把握する。
- エ 危険物の流出拡散防止のための対策について、危険物施設の所有者等に指示をする。
- オ 流出等の災害が広範囲にわたるおそれがある場合は、関係機関が密接な連絡をとり、立入禁止区域の設定、災害内容の周知、避難指示等の安全対策を実施する。

2. 毒物・劇物

(1) 実施体制

毒劇物営業者（製造者、輸入業者、販売業者）及び特定毒物研究者は、毒劇物の危険性（人体危険、火災危険、反応危険）を踏まえ、二次災害防止のため必要な応急措置を実施するとともに、保健所、防災関係機関等に状況を通報する。

(2) 毒劇物営業者等が実施する対策

- ア 毒劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を実施する。
- イ 上記の措置を実施できないとき又は必要と認めたときは、付近住民及び従業員の避難措置を実施する。
- ウ 消防隊等が到着した際には、誘導員を配置し、進入を容易にするとともに、施設の状況、毒劇物の保有量、保有位置等、応急対策上必要な事項を報告する。

(3) 町が実施する対策

毒劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等のおそれがあると判断される場合又は臭気、刺激臭、着色ガス等が確認された場合は、滞留区域、地形及び風向を考慮して速やかに警戒区域を設定し、応急作業従事者以外の立入り等を禁止するほか、付近住民に対し必要な広報を実施するとともに、避難等の措置をとる。

3. 放射性物質

(1) 実施体制

放射性物質取扱者等は、放射性物質の危険性（人体影響等）を考慮し、二次災害防止のため必要な応急措置を実施するとともに、状況を関係機関に通報する。

(2) 放射性物質取扱者等が実施する対策

- ア 放射性物質を安全な場所に移動し、その場所の周囲にロープ張り等の措置及び立入禁止措置を実施する。
- イ 放射性物質の漏洩、拡散等のおそれがあると判断される場合は、速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民や施設従業者の避難等、必要な措置を実施する。

(3) 町が実施する対策

- ア 施設関係者を積極的に活用し、文部科学省、県及び関係機関と密接な連携のもと地域住民の安全措置を実施する。
- イ 消防隊等は、放射性物質防ぎょ服等の資機材を装備した部隊を活用し、状況の把握に努め、警戒区域を設定し、応急作業従業者以外の者の立入り等を禁止するとともに、地域住民の避難措置等を実施する。

Ⅲ

災害応急対応計画

第3部

地震災害応急対応計画

第5項 緊急輸送活動計画

災害発生時における救援物資等の輸送や重症患者の搬送、応急対策要員の派遣等を迅速に実施するため、緊急輸送路や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用による輸送体制を整備する。

第5項「緊急輸送活動計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第4節第5項「緊急輸送活動計画」を準用する。

第6項 ライフライン等の応急復旧計画

都市生活の基盤をなす水道、下水道、電力、ガス、電話、鉄道、バス等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、町及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努める。

第6項「ライフライン等の応急復旧計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第4節第6項「ライフライン等の応急復旧計画」を準用する。

ただし、目的にある「台風・大雨等をもたらす風水害等の災害」「風水害等における通信の途絶」は、「地震災害」「地震災害における通信の途絶」に読み替えることとする。

また、地震災害における下水道対策に関しては、「上郡町下水道事業業務継続計画（BCP）」に基づき対応を行うこととする。

第7項 災害救助法の適用計画

災害により、町域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第7項「災害救助法の適用計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第4節第7項「災害救助法の適用計画」を準用する。

第8項 孤立地区への支援計画

地震による土砂災害等により山間地域の交通、通信が途絶し集落等が孤立した場合には、ヘリコプター等による輸送等により支援を実施する。

第8項「孤立地区への支援計画」については、第2部「土砂災害応急対応計画」第3章第4

節 第8項「孤立地区への支援計画」を準用する。

第5節 応急対策活動

第1項 飲料水の供給計画

水道施設が被災し、飲料水の供給が停止した場合には、給水車による給水や給水所の設置等により飲料水を供給し、被災地の生活に対応する。

第1項「飲料水の供給計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第1項「飲料水の供給計画」を準用する。

第2項 食料・生活必需品供給計画

地震によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者や被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な炊き出しや食料、生活必需品の供給を行い、被災者の心身の安定を図る。

第2項「食料・生活必需品供給計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第2項「食料・生活必需品供給計画」を準用する。

第3項 文教対策計画

地震が発生した場合は、児童生徒の安全確保を最優先するとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施する。また、社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施する。

第3項「文教対策計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第3項「文教対策計画」を準用する。

ただし、第1 児童生徒の安全対策 4行目「なお、急激な豪雨や、雷、竜巻等については、事前予測が難しく登下校時や在校時において遭遇する可能性があることにも留意が必要である。」は、該当しないものとする。

第4項 住宅応急対策計画

地震のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

第4項「住宅応急対策計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第4項「住宅応急対策計画」の第1～第3までを準用し、下記の項目を追加する。

第4 建築物の応急危険度判定の実施

居住者等の安全を確保し、被災建築物の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

1. 被災建築物応急危険度判定調査

被災建築物の応急危険度判定調査を次の要領で実施する。

- (1) 災害発生後、建築物の被害程度の概略把握を行い、応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は、応急危険度判定士の資格を有する者に調査を依頼するとともに、災害の規模に応じて、県、他都市等の協力を得て実施する。
- (2) 応急危険度判定の結果は、必要な注意事項を付して、建築物の玄関付近に掲示するとともに、関係者に通知する。
- (3) 町民への広報

総務部は、報道機関等により町民への危険度判定作業に関する広報を行う。

広報の主な内容は、次のとおりである。

- ア 危険度判定の重要性と目的
- イ 判定作業の内容
- ウ 判定対象建築物
- エ 判定作業の実施区域及び実施時期
- オ 判定作業への協力要請

第5項 災害ボランティアの活動計画

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

第5項「災害ボランティアの活動計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第5項「災害ボランティアの活動計画」を準用する。

第6項 行方不明者の搜索・遺体の処理・埋葬計画

地震により行方不明者が発生したときは、関係機関と協力して迅速に搜索活動を実施する。また、災害現場から遺体が発見されたときは、速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬等の処理を実施する。

第6項「行方不明者の搜索・遺体の処理・埋葬計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第6項「行方不明者の搜索・遺体の処理・埋葬計画」を準用する。

第7項 防疫・保健衛生計画

災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施する。また、住民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施する。

第7項「防疫・保健衛生計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第7項「防疫・保健衛生計画」を準用する。

第8項 廃棄物処理計画

地震によって発生した損壊家屋等災害廃棄物や、施設の被災等により堆積する日常生活ごみやし尿等を速やかに収集・処理し、被災地の生活環境の復旧を図り、公衆衛生の維持に努める。

第8項「廃棄物処理計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第8項「廃棄物処理計画」を準用する。

第9項 農地・農業用施設等応急対策計画

農地・農業用施設の管理者と共に、農地、農道、農業用ダム、ため池、用排水施設等の農業用施設の被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、地震発生時には関係機関と連携して各施設の被害状況の把握等、応急対策を実施し、営農体制の早期確立を図る。

第9項「農地・農業用施設等応急対策計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第9項「農地・農業用施設等応急対策計画」を準用する。

第10項 義援金品の受入れ・配分計画

災害時に国民及び企業等から義援金品を寄託された場合、その受入れ及び配分を迅速かつ確実にいき、被災者の生活の安定を図る。

第10項「義援金品の受入れ・配分計画」については、第1部「風水害応急対応計画」第3章第5節第10項「義援金品の受入れ・配分計画」を準用する。

